

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一原子力発電所

**特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請
(放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う
管理対象区域等の変更)に係る審査について**

令和3年11月11日

原子力規制委員会

1. 実施計画の変更認可申請

東京電力ホールディングス株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 64 条の 3 第 2 項の規定に基づき、「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」（令和 3 年 11 月 5 日付け変更認可。以下「実施計画」という。）について、令和 3 年 2 月 17 日付け廃炉発官 R2 第 261 号（令和 3 年 8 月 4 日付け廃炉発官 R3 第 69 号、令和 3 年 8 月 20 日付け廃炉発官 R3 第 79 号及び令和 3 年 11 月 4 日付け廃炉発官 R3 第 132 号で一部補正）をもって、放射性物質分析・研究施設第 1 棟の設置に伴う管理対象区域等の変更に係る実施計画の変更認可申請書（以下「変更認可申請」という。）の提出があった。

2. 変更認可申請の内容

福島第一原子力発電所構内で発生する瓦礫類等を分析し性状を把握することにより、処理方策とその安全性に関する技術的な見通し等を得るため、現在、放射性物質分析・研究施設第 1 棟（以下「分析第 1 棟」という。）の設置工事を進めている。分析第 1 棟の設置工事完了後の運用開始に向け、周辺監視区域及び管理対象区域の変更を行うとともに、分析第 1 棟に管理区域を設定する。

3. 審査の視点

原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）は、変更認可申請について、「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」（平成 24 年 11 月 7 日原子力規制委員会決定。以下「措置を講ずべき事項」という。）のうち、関連する「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」を満たし、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分であると認められるか^{※1}について審査を行った。

※1：原子炉等規制法第 64 条の 3 第 3 項

原子力規制委員会は、実施計画が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害の防止上十分でないとき、又は特定核燃料物質の防護上十分でないとき、前二項の認可をしてはならない

4. 審査の内容

措置を講ずべき事項のうち、「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」では、運転管理、保守管理、放射線管理、放射性廃棄物管理、緊急時の措置、敷地内外の環境放射線モニタリング等適切な措置を講じることにより、「Ⅱ. 設計、設備について措置を講ずべき事項」の適切かつ確実な実施を確保し、かつ、作業員及び敷地内外の安全を確保することを求めている。

変更認可申請は、現在の周辺監視区域の外に新設される分析第 1 棟の運用開始に向け、分析第 1 棟で取り扱われる予定の放射性物質の性状等を踏まえて、分析第 1 棟が含まれるよう周辺監視区域及び管理対象区域を変更するとともに、分析第 1 棟内に管理区域及び非管理区域を設定するとしている。

規制委員会は、周辺監視区域及び管理対象区域を変更するに当たって、分析第 1 棟を運用するために分析第 1 棟を含む周辺の施設に対して適切に区域の変更がなされるとともに、新たに設定される区域間の境界に対しては、実施計画に定める区域の設定及び解除の規定に従い、立入りを制限するために必要な措置が講じられることを確認した。また、管理区域の設定については、外部から持ち込まれる分析試料を取り扱う場所等の管理区域を設定する必要のある区域が適切に設定されることを確認した。

また、放射線管理上の措置として、周辺監視区域境界に新たな出入管理所として設置する西側通用門において、入退域管理棟と同様に、管理対象区域に入域する時の所持品検査及びAPD等の確認を行うこと、西側通用門から分析第 1 棟までの連絡通路の途中に設置する中継棟にて靴の履き替え等を行うことにより、外部から分析第 1 棟への汚染の持込みの防止が図られることを確認した。さらに、分析第 1 棟内には、放射線防護装備品の着用を行う非管理区域があるため、当該区域と管理対象区域及び管理区域との境界に汚染検査装置等が設置されることを確認した。

以上のことから、規制委員会は、周辺監視区域、管理対象区域、管理区域及び非管理区域の設定が適切であり、また、それぞれの境界で放射線管理上の適切な措置が講じられるため、措置を講ずべき事項「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」を満たしていると評価する。

5. 審査結果

変更認可申請は、措置を講ずべき事項を満たしており、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分なものであると認められる。